

吹田市民の地域福祉に関する実態調査（案）

【御協力のお願い】

吹田市民は、令和9年度（2027年度）を計画始期とする「第5次吹田市地域福祉計画」の策定に取り組んでいます。

この調査は、地域福祉に関する市民意識を把握することを目的に行うものです。市民の皆様が吹田市にお住まいになって感じておられることなどをお聞きすることで、国が提唱する「地域共生社会」の実現※1に向けた検討を進めるとともに、だれもが地域で互いに支えあいながら安心して暮らせるような、夢あるまちづくりに生かしていきたいと考えています。

調査対象は、令和7年（2025年）9月末現在、市内にお住まいの18歳以上の方から無作為に選ばれた2,000人の方です。お答えいただいた内容は目的以外に使用しません。調査の趣旨を御理解いただき、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

令和7年（2025年）11月

吹田市

＜回答御記入上のお願い＞

- 宛名の御本人に回答をお願いします。御本人が記入できない場合は、御家族など身近な方が、御本人の意思を確認しながら御記入ください。
- 名前を記入する必要はありません。
- 回答は回答欄の番号に○印を付けてください。
- 「その他」に○を付けた場合は、（ ）内に具体的な内容をお書きください。
- 「用語説明一覧」を同封しています。調査票に注釈（※1～※13）のある用語について説明していますので、ぜひ御覧ください。
- 答えにくい質問にはお答えいただかなくても結構です。可能な範囲で御回答ください。
- 記入漏れがないかを御確認のうえ、12月1日（月）までに同封の封筒（切手不要）にて御投函ください。

【問合せ先】

吹田市 福祉部 福祉総務室 地域福祉計画担当（吹田市役所 低層棟3階 320番窓口）

〒564-8550 吹田市 泉町1丁目3番40号

TEL：06-6384-1803（直通）

FAX：06-6368-7348

受付時間

あなた自身のことやご家庭のことについておたずねします

問1 あなたの性別は。(〇は1つ)

1. 男性 2. 女性 3. どちらでもある 4. どちらでもない

問2 あなたの年齢は。(令和7年11月1日現在)(〇は1つ)

1. 30歳未満 2. 30～39歳 3. 40～49歳
4. 50～59歳 5. 60～69歳 6. 70～79歳
7. 80歳以上

問3 あなたと一緒に暮らしている人についてお答えください。

問3-1 一緒に暮らしている人はどなたですか。あなたからみた続柄でお答えください。(〇はいくつでも)

1. 配偶者(事実婚を含む) 2. 未婚の子供 3. 結婚している子供
4. 子供の配偶者 5. 父親 6. 母親
7. 兄弟姉妹 8. 孫 9. 誰もいない(ひとり暮らし)
10. その他(具体的に: _____)

問3-2 中学生以下の子供はいますか。(〇は1つ)

1. いる → いる場合、該当するものに〇をつけてください。(〇はいくつでも)
ア. 0～1歳 イ. 2～6歳 ウ. 小学校1～3年生
エ. 小学校4～6年生 オ. 中学生
2. いない

問3-3 65歳以上の方はいますか。(〇は1つ)

1. いる → いる場合、該当するものに〇をつけてください。(〇はいくつでも)
ア. 65～69歳 イ. 70～74歳 ウ. 75歳以上
2. いない

問4 現在の住まいは、次のどれにあてはまりますか。(〇は1つ)

1. 一戸建ての持家 2. 集合住宅の持家(分譲のマンション等)
3. 一戸建ての借家 4. 集合住宅の借家
5. 市営・府営住宅 6. 公社・UR賃貸住宅
7. 社宅・寮 8. 福祉施設(特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等)

9. その他（具体的に： ）

問5 現在の住まいには、何年間お住まいですか。(○は1つ)

1. 1年未満	2. 1年以上5年未満	3. 5年以上10年未満
4. 10年以上15年未満	5. 15年以上20年未満	6. 20年以上

問6 あなたはどちらの地域にお住まいですか。(1～6の地域のなかから○は1つ)

地域 (1～6から○は1つ)	【参考】地域に含まれる町 丁 名 (○は不要です。)
1. JR以南地域	朝日町、内本町、川岸町、川園町、寿町、幸町、昭和町、吹東町、末広町、清和園町、高城町、高浜町、中の島町、西御旅町、東御旅町、日の出町、平松町、南正雀、南清和園町、南高浜町、目俣町、元町
2. 片山・岸部地域	朝日が丘町、片山町、上山手町、岸部北、岸部新町、岸部中、岸部南、芝田町、天道町、出口町、西の庄町、原町、藤が丘町、山手町
3. 豊津・江坂・南吹田地域	泉町、江坂町1～4丁目、江の木町、金田町、垂水町、豊津町、広芝町、穂波町、南金田、南吹田、芳野町
4. 千里山・佐井寺地域	江坂町5丁目、春日、佐井寺、佐井寺南が丘、五月が丘北、五月が丘西、五月が丘東、五月が丘南、千里山霧が丘、千里山高塚、千里山竹園、千里山月が丘、千里山西、千里山虹が丘、千里山東、千里山星が丘、千里山松が丘、竹谷町、円山町
5. 山田・千里丘地域	青葉丘北、青葉丘南、樫切山、清水、尺谷、新芦屋上、新芦屋下、千里丘上、千里丘北、千里丘下、千里丘中、千里丘西、長野西、長野東、山田市場、山田北、山田西、山田東、山田南
6. 千里ニュータウン・万博・阪大地域	青山台、上山田、佐竹台、千里万博公園、高野台、竹見台、津雲台、藤白台、古江台、桃山台、山田丘

問7 あなたの世帯の主な収入についてお答えください。(○はいくつでも)

1. 事業経営による収入
2. 会社員・団体職員・公務員など正規職員としての賃金
3. 非正規職員としての賃金(派遣・パート・アルバイト等含む)
4. 主として家族で営んでいる自営業による収入
5. 年金による収入
6. 収入がない・預貯金の取り崩し
7. その他(具体的に: _____)

問8 あなたの生活の経済的な状況について、どのように感じていますか。(○は1つ)

1. ゆとりがある	2. 普通だと感じている
3. ゆとりはないが、なんとか生活している	4. ゆとりはなく、生活が苦しい

相談や情報の入手などについておたずねします

問9 日常生活で困っていることや不安なことはありますか。(〇はいくつでも)

1. 病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいないこと
2. 子育てを支援してくれる親戚、友人、知人が身近にいないこと
3. 防犯や防災対策として何をすればいいかわからないこと
4. 相談相手がないこと
5. 福祉、介護サービスの利用方法がわからない、利用しづらいこと
6. 経済的なこと
7. 仕事のこと (就職、転職等)
8. 力仕事、掃除、洗濯、料理等の手助けをしてくれる人がいないこと
9. 買い物、通院などでの移動手段のこと
10. 自身の死後の手続きを任せられる人がいないこと
11. その他(具体的に: _____)
12. 不安はない

問10 あなたは、日頃、くらしや健康・福祉のことで相談できる相手はいますか。
(〇は1つ)

1. いる (⇒問10-1へ) 2. いない (⇒問11へ)

問10-1 問10で「1. いる」と回答した方にお聞きします。

具体的な相談相手はどなたですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|---|---------------|
| 1. 配偶者 | 2. 親 |
| 3. 兄弟姉妹 | 4. 子供 |
| 5. 親戚 | 6. 友人・知人 |
| 7. 近所の人 | 8. 自治会の役員 |
| 9. 民生委員・児童委員※2 | 10. 地区福祉委員※3 |
| 11. 市役所の職員 | 12. 職場の上司、同僚 |
| 13. 地域包括支援センター※4の職員 | 14. 社会福祉施設の職員 |
| 15. 社会福祉協議会※5の職員(コミュニティソーシャルワーカー(CSW)※6を含む) | |
| 16. 医療関係者(かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師等) | |
| 17. 幼稚園や保育所、学校の先生 | |
| 18. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(SSW)※7 | |
| 19. その他(具体的に: _____) | |

問11 あなたは、くらしや健康・福祉に関する相談窓口（相談先）として、知っているものや、利用したことがあるものはありますか。
 （1～25のそれぞれの相談窓口（相談先）について○を1つずつつけてください。）

相談窓口（相談先）	知っている、 利用したことがある	知っているが、 利用したことはない	知らない
1. 市役所	1	2	3
2. 地域包括支援センター	1	2	3
3. 障がい者相談支援センター	1	2	3
4. 保健センター	1	2	3
5. 保健所	1	2	3
6. 子ども家庭センター（児童相談所）	1	2	3
7. 幼稚園や保育所、学校	1	2	3
8. 地域子育て支援センター	1	2	3
9. のびのび子育てプラザ	1	2	3
10. 児童会館・児童センター	1	2	3
11. 青少年活動サポートプラザ	1	2	3
12. 教育センター	1	2	3
13. 男女共同参画センター（デュオ）	1	2	3
14. 障がい福祉サービス事業所	1	2	3
15. こども発達支援センター	1	2	3
16. 高齢者福祉施設 （特別養護老人ホームなど）	1	2	3
17. 高齢者サポートダイヤル	1	2	3
18. かかりつけ医などの医療機関	1	2	3
19. 社会福祉協議会	1	2	3
20. ボランティアセンター	1	2	3

そうだんまどぐち そうだんさき 相談窓口（相談先）	し 知っていて、 りよう 利用したことが ある	し 知っているが、 りよう 利用したことは ない	し 知らない
21. しみんこうえきかつどう 市民公益活動センター（ラコルタ）	1	2	3
22. ちくふくしいん 地区福祉委員	1	2	3
23. みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員	1	2	3
24. ちいき だんたい 地域のボランティア・NPO団体	1	2	3
25. その他 (具体的に： ぐたいてき _____)	1	2	

問12 あなたはくらしや健康・福祉に関する情報を何（どこ）から得ていますか。

(1) 市が発信する情報（〇はいくつでも）

1. しほう 市報すいた 2. し 市ホームページ 3. しこうほうばんぐみ げんき しみん 市広報番組「お元気ですか！市民のみなさん」 4. こうきょうしせつ けいじばん 公共施設の掲示板 5. けいはつ 啓発チラシ 6. しんぶん 新聞 7. しこうしきエスエヌエス ツイッター フェイスブック ライン 市公式SNS（twitter、Facebook、LINE） 8. その他（具体的に： ぐたいてき _____） 9. じょうほう え じょうほう ひつよう 情報を得ていない、情報を必要としていない 10. わからない

(2) 地域団体や地域住民が発信する情報（〇はいくつでも）

1. きんりんじゅうみん 近隣住民のくちこみ 2. じちかい かいらんばん けいじばん 自治会の回覧板や掲示板 3. ちいきだんたい はっこう こうほうし 地域団体が発行する広報誌 4. ちいき ふくしいん みんせいいいん じどういいん 地域の福祉委員や民生委員・児童委員 5. ちいき 地域のホームページ 6. その他（具体的に： ぐたいてき _____） 7. じょうほう え じょうほう ひつよう 情報を得ていない、情報を必要としていない 8. わからない

きんじょづ あ
ご近所付き合いについておたずねします

とい 問13 あなたの世帯では、日頃、隣 近所の方とどのような付き合いをしていますか。

(○は1つ)

1. 暮らしのことで話し合ったり助け合っている (⇒問13-1へ)
2. あいさつをする程度 (⇒問13-2へ)
3. ほとんど付き合い合っていない (⇒問13-2へ)

とい 問13-1 問13で「1. 暮らしのことで話し合ったり助け合っている」と回答した方にお聞きします。そのように付き合い合っている理由は何ですか。

(○はいくつでも)

1. 昔からの付き合いがあるから
2. 同じ年代の子供がいるから
3. ふだんから顔を合わせる機会が多いから
4. 趣味やペットなど共通の話題があるから
5. いざというときに助け合えるように
6. その他(具体的に: _____)

とい 問13-2 問13で「2. あいさつをする程度」「3. ほとんど付き合い合っていない」と回答した方にお聞きします。近所付き合いが難しい理由は何ですか。

(○はいくつでも)

1. プライベートな時間を大切にするため
2. わずらわしいことが嫌いだから
3. 人と一定の距離を保ちたいから
4. 近所付き合いをする時間的余裕がないから
5. 近所付き合いにメリットを感じないから
6. 年代間の考え方に違いがあるから
7. まわりに近所付き合いにおけるトラブルがあるから
8. 近所付き合いをしても良いと思える人がいないから
9. その他(具体的に: _____)

ちい き く なか もんだい
地域で暮らす中での問題などについておたずねします

問14 あなたが地域で暮らす中で、福祉について、日頃、気になっていることは何ですか。
(○はいくつでも)

1. ひとり暮らしの高齢者のこと
2. 高齢者世帯のこと
3. 寝たきりや病気、認知症の方がいる世帯のこと
4. 生活が困窮している世帯のこと
5. 障がい者（児）のいる世帯のこと
6. ひとり親世帯のこと
7. 子育ての不安を抱えている世帯のこと
8. 児童虐待に関すること
9. 高齢者虐待に関すること
10. 障がい者虐待に関すること
11. DV（ドメスティック・バイオレンス）に関すること
12. 孤独死に関すること
13. ひきこもりに関すること
14. 災害時要援護者に関すること
15. その他（具体的に：_____）
16. 特にない

問15 あなたが地域で暮らす中で、地域住民の交流について、日頃、気になっていることは何ですか。(○はいくつでも)

1. 住民が安心して気軽に集える場所が少ないこと
2. 住民相互の連携や助け合いが乏しいこと
3. 若い人と高齢者との交流が乏しいこと
4. 子供をもつ親同士の交流の場が少ないこと
5. 子供の見守り（交通安全、防犯）のこと
6. 自治会や地域団体の役員のなり手が少ないこと
7. くらしや健康・福祉に関する学習会が少ないこと
8. ボランティアや福祉に関心がある人が少ないこと
9. その他（具体的に：_____）
10. 特にない

問16 あなたが地域で暮らす中で、福祉に関する制度や施設・サービスについて、日頃、
気になっていることは何ですか。（〇はいくつでも）

1. 希望する保育所に入所できないこと
2. 留守家庭児童育成室（学童保育）に入室できないこと
3. 子供と親が気軽に集える施設が少ないこと
4. 障がい児や障がい者のための施設が少ないこと
5. 障がい児や障がい者が地域で安心して暮らすためのサービスが少ないこと
6. 介護を必要とする高齢者のための施設が少ないこと
7. 高齢者が地域で安心して暮らすためのサービスが少ないこと
8. 高齢者や障がい者の介護等で、急用時に利用できるサービスが少ないこと
9. 公共施設がどこにあるかわからないこと
10. いつでも診察してくれる医療機関が少ないこと
11. 往診をしてくれる医療機関が少ないこと

12. くらしや医療・福祉のことで利用できる機関・施設が少ないこと

→（具体的に：_____）

13. くらしや医療・福祉のことで相談できる窓口が少ないこと

14. その他（具体的に：_____）

15. 特になし

問17 あなたは、地域で力を合わせて安心して暮らすために、どんな取組が必要だと考えますか。

（1）住民が主体的に取り組むことは。（〇はいくつでも）

1. 地域の問題を自分のこととして考えること
2. 住民相互の日常的な対話・交流・支えあい
3. 世代間交流を広げること
4. 自治会などが住民の身近な暮らしの問題や安全・防犯などに取り組むこと
5. 身近な地域でくらしや福祉について懇談する機会をつくる・増やすこと
6. 自治会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員とボランティアとの協力・連携を広げること
7. 住民が主体的にボランティア活動・地域福祉活動に参加すること
8. 地域福祉活動のための地域ふくし協力金（社会福祉協議会）や赤い羽根共同募金※8など、地域福祉活動等に役立てられる募金に寄附をすること
9. その他（具体的に：_____）
10. わからない
11. 特になし

- (2) 問17 (前 頁) の選択肢の中で、あなたは、どのようなことができそうですか。
 できるものについて、問17の選択肢の1～9のいずれかの番号をお書きください。
 (番号はいくつでも)

できるものの番号 → ()

(3) 市役所などの行政が主体的に取り組むことは。(〇はいくつでも)

1. 地域福祉活動や公共施設に関する情報提供を充実させること
 2. 行政の施策をわかりやすく住民に知らせること
 3. 地域福祉活動のことで相談できる専門職を増やすこと
 4. くらしや健康・福祉に関する相談窓口を充実させること
 5. ボランティア活動や地域福祉活動のことで相談できる専門職を充実させること
 6. 障がい者、子供や高齢者等、支援が必要な方が地域で安心して暮らすための福祉サービスを充実させること
 7. 地域福祉活動の拠点となる施設を整備すること
 8. 身近な地域に障がい者、子供や高齢者等支援を必要とする人たちが利用しやすい施設を整備すること
 9. 地域福祉活動に関する財政支援策を充実させること
 10. 学校などでの福祉教育を充実させること
 11. 災害発生時における高齢者や障がい者等への支援を充実させること
 12. 福祉や健康を担当する市役所職員や関係団体と住民が交流・学習できる機会を設けること
 13. 行政職員が率先して地域で福祉活動やボランティア活動に参加すること
 14. 地域で自主的に行われている福祉活動を支援すること
- ▶(具体的な福祉活動は：)
15. その他(具体的に：)
16. わからない
17. 特にない

ちい きかつどう かつどう
地域活動やボランティア活動についておたずねします

問18 あなたの世帯では地域の自治会に加入していますか。(○は1つ)

1. 加入している (⇒問18-1へ)
2. 加入していない (⇒問18-2へ)
3. わからない (⇒問19へ)

問18-1 問18で「1. 加入している」と回答した方にお聞きします。

その理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 日々の生活で困ったときに相談をすることができるから
2. 防災や防犯面で頼りになるから
3. 地域や行政などの情報を多く入手できるから
4. 住民同士のつながりの場を提供してくれるから
5. 特に理由はない・知らない
6. その他(具体的に: _____)

問18-2 問18で「2. 加入していない」と回答した方にお聞きします。

その理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 加入してなくても生活面に支障がないから
2. 仕事などが忙しく参加が難しいから
3. 自治会役員を引き受けたくないから
4. 近所付き合いをしたくないから
5. 加入のきっかけがないから・わからないから
6. 自治会費を払いたくないから
7. 住まいの地域の自治会は解散しているから
8. その他(具体的に: _____)

問19 あなたは今、地域活動に参加したり、取り組んだりしていますか。(○はいくつでも)

1. 自治会の行事	2. 地区福祉委員会の活動
3. 民生委員・児童委員の活動	4. P T A 活動
5. 高齢クラブ活動	6. ボランティア活動
7. 青少年団体活動(ボーイスカウト・ガールスカウト等)	8. 子ども会活動
9. 防犯活動	10. 防災活動
11. 子育て・育児サークル	12. スポーツ団体の活動
13. 生涯学習の講座・座談会	14. 趣味・娯楽の集まり
15. くらしや健康に関する自主的な学習会	
16. その他(具体的に: _____)	

-----▶ (⇒問19-1へ) 17. 参加していない (⇒問19-2へ)

問19-1 問19で「1」～「16」のいずれかに回答した方にお聞きします。
参加してよかったことは何ですか。(○はいくつでも)

1. 自分の能力や技術が地域に役立っていること
2. 趣味や嗜好が同じ仲間ができたこと・増えたこと
3. 余暇時間を有効に活用できていること
4. 地域に貢献していること
5. 健康づくりや介護予防、認知症予防になっていること
6. 同年代、同じ立場の人と交流できること
7. いろんな年代の人と交流できること
8. 勉強になること
9. その他(具体的に: _____)
10. 特になし

問19-2 問19で「17. 参加していない」と回答した方にお聞きします。

地域でどのような活動（居場所）があれば参加してみたいですか。（〇はいくつでも）

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| 1. 知り合いと一緒に参加できる | 2. 自分の能力や技術が役に立つ |
| 3. 身近なところで開催している | 4. 自分と同じ趣味をもつ人と交流できる |
| 5. 同世代の人と交流できる | 6. 自分とちがう年代の人と交流できる |
| 7. 自分が興味・関心のある内容を扱っている | |
| 8. オンライン（インターネットにつないだ状態）でも参加できる | |
| 9. 経済的な負担がかからない | |
| 10. その他（具体的に：_____） | |
| 11. 特にない・わからない | |

問20 地域活動に参加しやすくするために必要なことは何だと思いますか。（〇は3つまで）

- | |
|--|
| 1. 気軽に相談できる窓口を設置すること |
| 2. 活動できる拠点や場所を整備すること |
| 3. 交通費等の実費をもらえるようにすること |
| 4. 活動に関する研修や講習会を開催すること |
| 5. 普段の活動や運営にデジタルツール（市や地域のホームページ、SNSなど）を活用すること |
| 6. 活動に関する情報をデジタルツール（市や地域のホームページ、SNSなど）を用いて発信すること |
| 7. 若い世代への参加を呼びかけること |
| 8. 人材・リーダーの育成をすること |
| 9. その他（具体的に：_____） |
| 10. 特にない・わからない |

問21 あなたは、現在、福祉ボランティア活動に参加したり、取り組んだりしていますか。(〇はいくつでも)

1. 地域の社会福祉施設内でのボランティア活動 2. 手話、点訳、要約筆記、傾聴ボランティア等の活動 3. 通学や通所、通院など、外出の送迎や付き添い 4. 地域や公園の清掃活動 5. 子供の安全見守り活動 6. 使用済みプリペイドカードなどの収集ボランティア 7. 地域の高齢者等の見守り・声かけ活動 8. ひとり暮らし高齢者向けの昼食会やいきいきサロン、子育てサロンなど 9. 地域の集会所等を活用した居場所づくり 10. 赤い羽根共同募金等への寄附 11. その他(具体的に: _____)	12. 参加していない(⇒問21-1へ)
--	----------------------

問21-1 問21で「12. 参加していない」と回答した方にお聞きします。

参加していない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 福祉ボランティア活動を知る機会がない(きっかけがない)から 2. 学業や仕事、家族の介護などのため、活動に参加する時間がないから 3. 活動への参加は敷居が高いから 4. 福祉ボランティア活動そのものに関心がないから 5. 自身の健康面や体力に不安があるから 6. その他(具体的に: _____)

問22 市内に社会福祉協議会が設置されていることを知っていますか。（○は1つ）

1. 名前を知っており、役割についても知っている
2. 名前を知っているが、役割については知らない
3. 設置されていることを知らない

問23 社会福祉協議会の取組として知っているものをあげてください。（○はいくつでも）

1. 地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動への支援
（子育てサロンやふれあい昼食会などの住民交流活動を支援）
2. ボランティアセンターの運営
（相談、講座、広報・啓発の実施、ボランティアグループへの支援等、ボランティア活動を支援する事業）
3. 善意銀行事業
（市民からの寄附による善意の金品を預かり、市内の福祉施設や団体等支援を必要とする人に「善意の橋渡し」を行う）
4. 心配ごと相談
5. 生活福祉資金貸付事業
（低所得者や高齢者、障がい者などの世帯を対象に、必要な資金を低利で貸し付けられる生活福祉資金について、相談を行ったり申し込み窓口となっている）
6. 災害時支援事業（自然災害発生時の「災害ボランティアセンター」の設置運営など）
7. 社協だより、こども社協だよりの発行
8. 施設連絡会
（民間の高齢・保育・障がいなどの多様な施設が、施設間交流を行ったり、地区福祉委員会などと連携して地域貢献活動を行っている）
9. 権利擁護事業※9（日常生活自立支援事業※など）
10. 赤い羽根共同募金（吹田地区募金会の事務局として、募金運動を推進している）
11. 地域ふくし協力金（地区福祉委員会や社会福祉協議会の活動に充てられる）
12. その他（具体的に：_____）
13. 特になし、わからない

※日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行う事業です。

問24 あなたは、社会福祉協議会にCSWが配置されていることを知っていますか。
(○は1つ)

1. 配置されていることを知っており、役割についても知っている
2. 配置されていることは知っているが、役割までは知らない
3. 配置されていることを知らない

問25 CSWに今後どのようなことを期待されますか。(○はいくつでも)

1. 身近な地域で相談する機会を設けてほしい
2. 地域福祉活動へのアドバイスがほしい
3. 専門的な相談にも対応してほしい
4. CSWの周知に力を入れてほしい(配置場所、活動内容等)
5. CSWの人数を増やしてほしい
6. 市や専門機関・施設と連携してほしい
7. その他(具体的に: _____)
8. 特になし、わからない

成年後見制度についておたずねします

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方に対して、成年後見人がご本人の意思を尊重しながら、財産の管理や契約の手続き(介護・福祉サービスの利用、施設入所、入院など)を行うことで、ご本人の財産や権利を守る制度です。

財産や契約の手続きをしてくれる人(成年後見人)には、家庭裁判所によって、ご本人の家族、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)、法律や福祉に関する法人などが選ばれています。

問26 あなたは「成年後見制度」を知っていますか。(○は1つ)

1. ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている
2. ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない
3. ことばも制度も知らない

問27 あなたは将来、財産の管理や契約の手続きについて、自分ひとりで判断することが難しくなった場合に、「成年後見制度」を利用したいですか。（○は1つ）

1. 利用したい（⇒問27-1へ） 2. 利用したくない（⇒問27-2へ）

問27-1 問26で「1. 利用したい」と回答した方にお聞きします。財産の管理や契約の手続きをしてくれる「成年後見人」は誰になってもらいたいですか（○はいくつでも）

1. 家族・親族
2. 専門職（弁護士・司法書士など）
3. 法律または福祉に関する法人
4. 市民後見人（研修を受けた市民など）
5. その他（具体的に：_____）
6. わからない

問27-2 問26で「2. 利用したくない」と回答した方にお聞きします。
その理由として、あなたの考えに近いものは何ですか。（○はいくつでも）

1. 制度を使わなくとも家族や親族がいるから
2. 自分以外の人に財産などを任せることが心配だから
3. 家族・親族などの信頼関係が崩れるおそれがある
4. 援助者（後見人など）になってほしい人が見当たらない
5. 費用がどのくらいかかるか心配
6. 手続きが大変そう
7. 家庭裁判所に申し立てることに抵抗がある
8. どのようなときに利用していいかわからない
9. その他（具体的に：_____）
10. わからない

問28 あなたの周りで、財産の管理や契約の手続きについて、自分ひとりで判断することが難しい方がいた場合、どこに相談しますか。もしくはどこに相談するように伝えますか。(〇はいくつでも)

1. 家族・親族
2. 地域包括支援センター
3. 専門職（弁護士・司法書士など）
4. 市役所
5. 吹田市権利擁護・成年後見支援センター「けんりサポートすいた」
6. 家庭裁判所
7. 社会福祉協議会
8. その他（具体的に：_____）
9. わからない

問29 成年後見制度をより多くの方に知っていただくために、次のどの方法で周知すると効果的だと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 市の広報誌（市報すいた）
2. 市のホームページやSNS
3. 専門職（弁護士・司法書士など）が実施する説明会やシンポジウム
4. テレビ、新聞、ラジオなどのマスメディア
5. 高齢者施設や障がい者施設に啓発用のチラシやパンフレットを置く
6. 商業施設に啓発用のチラシやパンフレットを置く
7. 地域の集まり（自治会の行事やボランティア活動）で啓発用のチラシやパンフレットを配布する
8. その他（具体的に：_____）
9. わからない

問30 吹田市権利擁護・成年後見支援センター「けんりサポートすいた」を知っていますか。(〇はいくつでも)

1. 知っており、相談に行ったことがある（家族や周りの人含む）
2. 知っているが、利用したことはない
3. 知らない

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう たず
日常生活自立支援事業についてお尋ねします。

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう じぶん はんだん しんぱい かた たい しゃかい
日常生活自立支援事業とは、自分ひとりで判断することが心配にな方に対して、社会
ふくしきょうぎかい せいかつしえんいん せんもんいん ふくし りよう とく てつづ にちじょうせいかつ
福祉協議会の生活支援員や専門員が、福祉サービスを利用する時の手続きや日常生活
つか かね かんり ほんにん す な ちいき く
で使うお金の管理をサポートすることで、ご本人が住み慣れた地域で暮らしていけるよ
う ささ じぎょう
う支える事業です。

とい 問31 あなたは、にちじょうせいかつ きんせんかんり ふくし りようてつづ じぶん
日常生活の金銭管理や福祉サービスの利用手続きについて、自分ひと
り はんだん しんぱい ばあい にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう りよう
りで判断することが心配な場合に、「日常生活自立支援事業」を利用してみたい
ですか。(〇は1つ)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. りよう
利用したい | 2. りよう
利用したくない |
|-----------------|-------------------|

とい 問32 あなたが しょうらい にちじょうせいかつ おく しんぱい ふあん
将来、日常生活を送るうえで心配していることや不安なことはなんで
すか。(〇はいくつでも)

- | |
|--|
| 1. けがや病気(びょうき)といったからだのこと |
| 2. 保証人(ほしょうにん)が必要な手続き(ひつよう てつづ)があった際に、頼る親族(さい たよ しんぞく)がいないこと |
| 3. お金(かね)や家(いえ)など、財産(ざいさん)の管理(かんり) |
| 4. 仕事(しごと)や収入(しゅうにゅう)、貯蓄(ちちく)といった経済的(けいざいてき)なこと |
| 5. 親(おや)の介護(かいご) |
| 6. 子供(こども)の世話(せわ) |
| 7. その他(た) (具体的に(ぐたいてき)：_____) |
| 8. 特にない(とく) 、わからない |

さいがい せいめい まち とりくみ
災害から生命を守る取組などについておたずねします。

とい 問33 ぼうさい かん とりくみ じょうほう
防災に関する取組や情報について、あなたが知っているものはありますか。
(〇はいくつでも)

- | |
|---|
| 1. さいがいじ ひなんじょ
災害時の避難所 |
| 2. すいた しいつせいごうどうぼうさいくんれん
吹田市一斉合同防災訓練 |
| 3. さいがいじょうえんごしやしえんせいど
災害時要援護者支援制度※11 (⇒問29-1、問29-2へ) |
| 4. ぼうさい こうずい
防災ブック・洪水ハザードマップ |
| 5. ふくしひなんじょ
福祉避難所※12 |
| 6. ひなんしじ きんきゅうじ ひなんじょうほう きんきゅうそくほう
避難指示などの緊急時の避難情報(緊急速報メール、災害時自動サービスなど) |
| 7. エフエムせんり きんきゅうじょうほう ていきょう すいたし きょうてい
ケーブルテレビやF M千里による緊急情報の提供(吹田市との協定による) |

8. 防災出前講座
9. 地域の自主防災組織※13
10. 企業や各種団体、他市町村との防災協定
11. 津波・洪水避難ビル
12. 知っているものはない

問33-1 問33で「3. 災害時要援護者支援制度」と回答した方にお聞きします。
 「災害時要援護者」への支援を進めるうえで、優先すべき、地域の取組は何だ
 と思いますか。(〇は1つ)

1. 災害時要援護者と避難支援者との日常的な交流
2. 災害時要援護者名簿を活用した防災訓練
3. 避難支援者の確保
4. 災害時要援護者一人ひとりの個別避難計画の作成
5. その他(具体的に: _____)
6. 特にない、わからない

問33-2 問33で「3. 災害時要援護者支援制度」と回答した方にお聞きします。
 「災害時要援護者」への支援を進めるうえで、優先すべき、行政の取組は何
 だと思いますか。(〇は1つ)

1. 災害時要援護者支援制度の周知
2. 福祉避難所の確保
3. 個別避難計画の作成支援
4. 身近な地域での防災講座の実施
5. その他(具体的に: _____)
6. 特にない、わからない

問34 平成30年(2018年)6月18日の大阪府北部地震の前後で、地域の人同士による助け
 合い活動(地域での見守り・ボランティア・災害支援・寄附等)について、あな
 た自身の関心度に変化がありましたか。(〇は1つ)

1. 関心度が高まった
2. 変わらない
3. もともと関心をもっていない

問35 平成30年(2018年)6月18日の大阪府北部地震の前後で、あなたが住まいの地域では、地域の人同士による助け合い活動(地域での見守り・ボランティア・災害支援・寄附等)に何か変化がありましたか。(〇は1つ)

1. 地域の人たちの意識が高まり、活動が活発になった
2. 地域の人たちの意識は高まったが、活動はあまり変化していない
3. 地域の人たちの意識も、活動もあまり変わらない
4. 以前も以後も地域にはそのような活動がない
5. その他(具体的に: _____)

再犯防止の取組などについておたずねします

犯罪や非行をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきませんが、中には再び犯罪や非行をしてしまう人もいます。

『再犯防止の取組』とは、こうした再犯者を減らすため、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える取組であり、国や地方公共団体が推進しているものです。

吹田市でも、保護司(本年10月末現在・●名)による活動をはじめ、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるために様々な取組を行っています。

問36 再犯防止に関する民間協力者や取組で、あなたが知っているものはありますか。(〇はいくつでも)

1. 保護司
2. 更生保護女性会
3. 協力雇用主
4. BBS会
5. 更生保護施設
6. 社会を明るくする運動(地域集会等を含む)
7. その他(具体的に: _____)
8. 知っているものはない

問37 再犯や再非行を防止するためにどのようなことが必要だと思ひますか。

(○はいくつでも)

1. 就労が確保されること
2. 住居が確保されること
3. 就学を支援すること
4. 高齢者、障がい者等が刑務所等出所後に適切な福祉サービスを受けられること
5. 薬物依存者等が専門的な相談・治療を受けられること
6. 保護司や協力雇用主等、民間協力者の活動が促進されること
7. 「社会を明るくする運動」等、広報・啓発活動が促進されること
8. 自治体が刑務所等の矯正施設と連携し、切れ目のない支援を行うこと
9. その他(具体的に: _____)

問38 国や府、市など行政に対する要望や意見、この調査に関する意見などをお聞かせください。

調査に御協力いただきまして、ありがとうございました。

御記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

切手は貼らずにポストに御投函ください。

ようごせつめいいちらん
◎用語説明一覧

掲載ページ	ようご用語	せつめい説明
※1 (表紙)	ちいききょうせいしゃかい じつげん 地域共生社会の実現	「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す」という考え方はです。
※2 (3 ページほか)	みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱を受けた人です。それぞれの地域において、住民の見守り活動や福祉・子育てなどのお困りごとに関する相談活動を行っています。
※3 (3 ページほか)	ちくふくしいいん 地区福祉委員	市内に 33 の地区福祉委員会が組織され、地域の特徴や実情に合わせた助け合い・支え合い活動を行っています。自治会、高齢クラブなど、地域の団体から参加する人や、民生委員、ボランティアなど、多くの市民が地区福祉委員として活動しています。
※4 (3 ページほか)	ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	介護保険法で各区市町村に設置が定められている地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。
※5 (3 ページほか)	しくちょうそん (市区町村) しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	(市区町村)社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に規定され、各市区町村に 1 つずつ設置されています。本市には(福)吹田市社会福祉協議会があり、福祉のまちづくりを地域ぐるみで推進する民間の自主的組織として、地域住民や福祉関係機関、ボランティア団体、当事者組織などで構成されています。
※6 (3 ページ)	コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	地域密着の生活・福祉の相談員です。地域で、悩みごとや困りごとを抱えた方の話を聞き、関係機関等と連携して解決の支援を行い、地域福祉の推進役として活動しています。

けいさい 掲載ページ	ようご 用語	せつめい 説明
※7 (3ページ)	スクールソーシャル ワーカー (SSW)	こども かてい かんきょう による もんだい たいしよ じどう 子供の家庭環境による問題に対処するため、児童 そうだんじょ れんけい きょういん しえん ふくし 相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の せんもんか げんそく しゃかいふくしし せいしんほけんふくしし 専門家です。原則、社会福祉士か精神保健福祉士な どの しかく ひつよう きょういん にな ばあい 資格が必要ですが、教員OBが担当場合もあります。
※8 (8ページほか)	あか は ね きょうどうぼきん 赤い羽根共同募金	しゃかいふくしほう さだ ちいき ふくしすいしん 社会福祉法に定められた地域福祉推進のための ぼきん おおさかふきょうどうぼきんかい はいぶんけつていいいんかい 募金です。大阪府共同募金会の配分決定委員会での しんぎ へ しゃかいふくしきょうぎかい ふくししせつ はいぶん 審議を経て、社会福祉協議会や福祉施設へと配分さ れ、福祉活動に活用されます。
※9 (13ページ)	けんりようご 権利擁護	じ こ けんり ひょうめい こんなん ね 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの こうれいしゃ にんちしや こうれいしゃ しょう しゃ こども 高齢者や、認知症の高齢者、障がい者、子供などの ニーズ 表明を支援し代弁することです。
※10 (14ページ)	せいねんこうけんせいど 成年後見制度	にんちしやう ちてきしやう せいしんしやう りゆう はんだん 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断 のうりよく ふじゅうぶん ひと けんり ざいさん まも せいど 能力が不十分な人の権利や財産を守る制度です。 せいねんこうけんせいど ほうていこうけんせいど にんいこうけんせいど 成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の しゅるい ほうていこうけんせいど かていさいばんしよ せいねん 2種類があり、法定後見制度は家庭裁判所が成年 こうけんにとんどう せいねんこうけんしん ぼさんにん ぼじょにん せんしん 後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任し、 にんいこうけんせいど だいにんにん にんいこうけんしん 任意後見制度は代理人(任意後見人)をあらかじめ じぶん えら 自分で選ぶものです。
※11 (16ページ)	さいがいじやうえんごしやしえん 災害時要援護者支援 せいど 制度	さいがいじ さいがい はっせい ばあい じゅうど 災害時や災害が発生するおそれがある場合に、重度 の しょう しょうかい ぎじょうたい みずか ひなん 障がいや要介護状態にあり自ら避難すること が こんなん ひなん とく しえん ひつよう ざいたく 困難で、避難するために特に支援が必要な在宅の かた さいがいじやうえんごしや たい あんびかくにん ひなんゆうどう 方(災害時要援護者)に対し、安否確認や避難誘導 しえん てきせつ えんかつ おこな ちいきしえん などの支援が適切かつ円滑に行えるよう、地域支援 そしき れんけい ちいき ささ あ あんしん あんぜん 組織との連携により、地域で支え合う安心・安全の ネットワークづくりをめざ を目指すものです。
※12 (16ページ)	ふくしひなんじょ 福祉避難所	さいがいじ こうれいしゃ しょう しゃとう いっぱん ひなんじよせいかつ 災害時に高齢者や障がい者等、一般の避難所生活に おいて なん とくべつ はいりよ ひつよう ひと たいしやう 何らかの特別な配慮を必要とする人を対象 かいせつ ひなんじよ しゃかいふくしじぎやう おこな しせつとう に開設する避難所です。社会福祉事業を行う施設等 の うち いってい じやうけん み しせつ し してい うち、一定の条件を満たす施設を市で指定してい ます。
※13 (16ページ)	じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	さいがい はっせいじ しみん そうご たす あ せいしん 災害発生時の市民相互の助け合いの精神による じしゅてき ぼうさいかつどう すいしん へいじやうじ けいはつ 自主的な防災活動を推進するために、平常時に啓発 かつどう ぼうさいくねん おこな ちょうないかい じちかいとう たんい 活動や防災訓練を行う町内会や自治会等を単位と して じしゅてき けっせい そしき 自主的に結成された組織です。